田辺市国際交流員活用要領

（趣旨）

第１条　この要領は、田辺市国際交流員（田辺市教育委員会生涯学習課配置、以下「国際交流員」

という。）の活用について必要な事項を定める。

（国際交流員の活用）

第２条　庁内各部局及び関連団体、教育関係機関並びに民間団体等（以下「活用団体」という。）は、自ら実施する次の各号に活用団体毎に掲げる事業等について、国際交流員を活用することができる。

　一　庁内各部局及び関連団体

　　⑴　国際交流及び国際理解に係る事業等への協力及び参画

　　⑵　国際経済交流に係る事業等への協力及び参画

　　⑶　英語による刊行物及び往復文書等の編集・翻訳・監修

⑷　外国人訪問時の英語による通訳及び接遇

　二　教育関係機関

　　⑴　国際交流及び国際理解に係る授業等への協力及び参画

　　⑵　国際交流及び国際理解推進を目的とした講演

　三　民間団体等

　　⑴　地域住民の異文化理解のための交流活動への協力（継続性のある語学指導等を除く。）

　　⑵　国際交流及び国際理解推進を目的とした講演

２　前項の各号に掲げるものの他、本市の国際交流及び国際理解の推進に資すると認められるもの

は、前項の事業等として行うことができるものとする。

（国際交流員の活用ができる日時）

第３条　国際交流員の活用ができる日時は、祝祭日及び12月29日から１月３日までの期間を除く月

曜日から金曜日の８時30分から16時30分までとする。ただし、特段の事情により必要であると認

められる場合にあっては、この限りでない。

（活用の申請及び審査）

第４条　活用団体は、国際交流員を活用しようとするときは、原則として活用しようとする日の２

週間前までに「田辺市国際交流員活用申請書」（別記様式第１号）及び「田辺市国際交流員活用

計画書」（別記様式第２号）を生涯学習課長に提出しなければならない。

２　活用団体は、前項の規定に基づく書類の提出後、内容の変更又は申請の取り下げをしようとす

るときは、直ちに、その旨及び内容を生涯学習課長に対し届け出なければならない。ただし、内

容の変更が軽微である場合にあっては、この限りでない。

３　生涯学習課長は、前２項の規定に基づき提出された書類により事業等の内容を審査し、国際交

流員の業務予定等を勘案の上、活用の可否を決定するものとする。

（活用状況の報告）

第５条　活用団体は、当該事業の終了１週間以内に、「田辺市国際交流員活用報告書」（別記様式第

３号）を生涯学習課長に提出しなければならない。

（費用負担）

第６条　活用団体は、次の各号の定めるところにより、国際交流員の活用に係る費用を負担するも

のとする。

一　事業等に用いる教材その他消耗品等の購入費用は、原則として活用団体が全て負担するこ

と。

二　公共交通機関の利用が必要な場合は、「田辺市職員等の旅費に関する条例（平成17年５月１

日条例第46号）」に準じ、活用団体が国際交流員に旅費を支給すること。

２　前項の規定に関わらず、活用団体は、国際交流員の活用に係る謝礼又は報酬として、市又は国

際交流員に金品等を支給してはならない。

（活用の制限）

第７条　生涯学習課長は、活用団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、国際交流

員の活用を承諾しないものとする。

一　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのある場合。

二　政治、宗教又は営利を目的とした催しを行うおそれのある場合。

三　前各号に定めるものの他、生涯学習課長が適切でないと判断する場合。

（国際交流員の長期活用）

第８条　庁内各部局及び関連団体は、所管の事業等に係る一連の業務が長期にわたる場合には、国

際交流員の長期活用を申請することができる。

２　国際交流員の長期活用に当たっては、第２条から前条の規定を準用する。この場合において、

第４条中「『田辺市国際交流員活用申請書』（別記様式第１号）」とあるのは「『田辺市国際交流員

長期活用申請書』（別記様式第４号）」と、同条中「『田辺市国際交流員活用計画書』（別記様式第

２号）」とあるのは「『田辺市国際交流員長期活用計画書』（別記様式第５号）」と、第５条中

「『田辺市国際交流員活用報告書』（別記様式第３号）」とあるのは「『田辺市国際交流員長期活用

報告書』（別記様式第６号）」と読み替えるものとする。

（その他）

第９条　この要領に定めるものの他、国際交流員の活用に関し、必要な事項は生涯学習課長が別に

定めるところによる。

附則

　この要領は、令和３年１月４日から施行する。